

エネシフォーサービス契約(設置15年保証タイプ)契約

(約款の適用)

- 第1条 東京ガス株式会社(以下、「当社」という。)は、お客さまに対して、エネシフォーサービス契約契約(以下、「約款」という。)に基づき、エネシフォーサービス(以下、「本サービス」という。)を提供する。
- 2 お客さまは、本サービスのお申込み前に約款をあらかじめ承諾し、裏面の「対象設備リストおよび料金算出表(以下、「設備リスト」という。)」の内容をご確認の上、「エネシフォーサービス契約申書き(以下、「申書き」という。)」に所定の事項を記載し、当社に提出する。
- 3 当社は、お客さまの権利を制限し、または義務を加重する条項であって、約款に定める取引の態様およびその実情並びに取引上の社会通念に照らして民法第1条第2項に反してお客さまの利益を一方的に害すると認められるものを除き、お客さまの了承を得ることなく、約款を変更する場合がある。変更の効力発生日以後の提供条件は、通知またはインターネット上に公表その他の方法でお客さまに事前に予告する。

(契約対象設備)

- 第2条 本サービスの対象設備は、設備リストに記載の設備(以下、「本設備」という。)とする。なお、遠隔監視アダプターが設置・接続されていない、もしくは設置・接続されていても通信ができない状態にある設備は、本サービスの対象外とする(遠隔監視アダプターに接続できる室外機は各室外機メーカーが定める最大数を上限とし、且つ同一サービス番号の室外機にのみ接続できる。これを超えて接続された場合も本サービスの対象外とする)。

(本サービスの内容および範囲)

- 第3条 本サービスは、本設備に対する自動制御、メンテナンスおよび運転実績の開示に関するものであり、その範囲は以下の通りとする。
- ① 自動制御
当社は、取得したデータに基づき、エネルギーコストの低減等を目的とし、リアルタイムで建物電力デマンドを監視しながら本設備を自動制御する。自動制御にあたっては電力デマンドに加え、機器特性、電力・ガス単価等も一定程度加味する。但し、その効果を保証するものではない。自動制御の対象は、本設備の内、設備リストの備考欄に「自動制御」と記載されたものに限る。
- ② メンテナンス
当社は、「別記」メンテナンスサービス内容(以下、「別記」という。)に示すメンテナンスサービスを提供する。契約運転時間、各種メンテナンスオプションサービスの取扱いについては、設備リスト記載の内容に従う。
- ③ 運転実績の開示
当社は、当社が提供するウェブサービス上のお客さま専用サイトにおいて本設備の運転実績等を開示する。運転実績の開示の対象は、設備リストの備考欄に「運転実績の開示」と記載されたものに限る。

(設定)

- 第4条 お客さまは、当社所定の方法で、当社に本サービスのうち自動制御に関する制御値の設定または変更の依頼を行う。
- 2 本サービスのうち自動制御に関する制御値設定については、前項によりお客さまより依頼いただいた内容を踏まえ、お客さまと当社で協議のうえ同意した内容を設定する。ただし、制御値設定に関わる数値のうち、法令で定められるものに変更が生じた場合は、制御値設定または変更の依頼がなくとも、当社の判断で、お客さまに事前周知の上、制御値を変更するものとする。

(契約期間)

- 第5条 本契約の契約期間は、申込書記載の契約開始日から契約終了日までとする。なお、契約終了日は契約開始日の前日から起算して申込書記載の契約年数が経過した日の属する月の末日とする。
- <例>・契約開始日が「1月1日」の場合…契約終了日は「12月31日」
・契約開始日が「1月2日」の場合…契約終了日は「1月31日」

- 2 契約期間終了日の3ヶ月前までにお客さままたは当社から書面で別段の意思表示がない場合、当該契約を1年間自動延長する。但し、契約期間中に設備リスト記載のいずれかの室外機が試運転日から20年を迎える場合は、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。
- 3 前項の試運転日とは、製造メーカーから出荷された未使用の室外機の試運転をした日をいう。試運転日が確認できない場合は、設備リスト記載の室外機のうち、最も早い製造年月日を試運転日とする。

- 4 第2項にかかわらず、契約期間が1年間(または1年間と月末まで)未満の場合、本契約は自動延長されず、契約が終了となる。

(設定をする本サービスの開始時期)

- 第6条 第3条に定める本サービスの内、自動制御、遠隔監視業務、グリーン・ヘルプ・スマートおよび運転実績の開示については、当社は、申込書記載の申込日以降、専用サーバでの設定を行い、設定完了次第、開始する。

(料金とお支払い)

- 第7条 お客さまは、本サービスの対価として設備リスト記載のエネシフォーサービス契約料金(以下、「料金」という。)を支払うものとする。但し、「対象設備設置場所」(以下、「設置場所」という。)における当社とのガス需給契約の解約を当社が確認した場合、第17条第1項の内容に従う。

- 2 当社は、次の時期にお客さまに料金を請求する。
① 契約開始日が「1月の場合は、翌々月」
② 契約開始日が「2月以降の場合、翌々月」

- 3 料金のお支払い方法は、次のうちからお客さまが選択する。
① 預金回転振替による分割払いまたは一括払い
当社の料金収納事務の委託先である東京ガスリース株式会社が、お支払い者の指定口座から、支払方法に応じて料金を引き落す。
② 当社からの請求による一括払い
お客さまは、当社からの請求に基づく料金を、当社が送付した振込票を用いて、振込票に印字された入金期限日(請求月の翌月末日)までに、お支払いいただく。

- 4 お客さまは、契約期間中に支払方法を変更できない。
5 当社は、次の方を料金のお支払者として料金を請求する。
① 申込書の「料金のお支払者」欄に記名がある場合は、「料金のお支払者」(約款において、「料金のお支払者」という。)
② 上記の欄に記入がない場合は、「お客さま」

- 6 当社は、料金の改定等を実施する場合、事前にお客さまに連絡する。
7 お客さまの都合により、本契約が第12条に基づき契約期間の中途で解約された場合は、第1号および第2号に定める方法により精算を行う。

- ① 当社は料金のお支払者に対し、解約日までの期間に相当する料金を月割りで請求する(1月に満たない場合は切り上げる)。但し、既に一括でお支払い済みの場合は、請求額を超えた金額をお支払に含まない。なお、私戻金額に利息はない。

- ② 当社は料金のお支払者に対し、解約日から契約終了日までの残存期間に相当する料金の5%(1円に満たない場合は切り上げる)。本設備に一般GHPを含む場合、一般GHPのメンテナンスサービス料金を除く)を精算料として請求し、料金のお支払者はこれを支払う。但し、解約の理由が、設置場所における本設備のご使用者の事業中止または撤退による場合、料金のお支払者は精算料の支払いを免れる。なお、居抜き(本設備付きの売買または賃借)での事業中止または撤退の場合は、その後の入居者への本契約の継ぎぎに協力いただいたときに限り料金のお支払者は精算料の支払いを免れる。

- 8 本設備の一部を撤去する等、契約期間の中途中に本サービスの一部を終了させた場合の料金の取扱いは、撤去前の本設備の合計馬力能力に対する撤去した本設備の馬力能力の割合に応じて、前項に定めた内容を準用する(本項は、本設備の一部撤去を主に想定し、前項内の、精算料の支払い免除部分は準用しない)。

(賠償責任)

- 第8条 次の場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、当社の故意または重大過失による場合を除き、当社は一切の責任を負わない。当社が補償を行う場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 9 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 10 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 11 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 12 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 13 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 14 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 15 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 16 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 17 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 18 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 19 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 20 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 21 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 22 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 23 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 24 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過後の欠品や部品調達先の倒産等により、本サービスの実施が不可能な場合
③ 地震、雷、台風、噴火、洪水、津波、大雪等の天災や、火災、停電、異常電圧、戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの実施が困難な場合

- 25 本サービスの実施が不可能な場合、当社は本サービスの履行義務を免れるものとし、それによりお客さまがかかる損害を被った場合でも、通常かつ現実の損害を除き賠償しない。

- ① お客さまが料金の支払いを遅延した場合
② 補修部品の保有期間超過